

(2) 法第8条第1項の規定による認定の申請（1件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定により申し出る場合は、別表の第5の部(1)に規定する手数料の額を加算した額

| | 区分 | 手数料の額 | |
|--|--------------|----------------------------|----------|
| 住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）を添付する場合、又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。） | 一戸建ての住宅 | 12,000円 | |
| | 一戸建ての住宅以外の住宅 | 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの | 12,000円 |
| | | 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの | 20,000円 |
| | | 1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの | 33,000円 |
| 住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。） | 一戸建ての住宅 | 17,000円 | |
| | 一戸建ての住宅以外の住宅 | 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの | 17,000円 |
| | | 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの | 29,000円 |
| | | 1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの | 48,000円 |
| その他の場合（住宅を新築する場合に限る。） | 一戸建ての住宅 | 30,000円 | |
| | 一戸建ての住宅以外の住宅 | 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの | 30,000円 |
| | | 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの | 65,000円 |
| | | 1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの | 104,000円 |
| その他の場合（住宅を新築する場合を除く。） | 一戸建ての住宅 | 44,000円 | |
| | 一戸建ての住宅以外の住宅 | 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの | 44,000円 |
| | | 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの | 97,000円 |
| | | 1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの | 155,000円 |